

米の緊急時モニタリング実施要領

1 趣旨

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質からの本県産米の安全性を確保するため、原子力災害対策本部が示した食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目、区域の設定・解除の考え方」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、本県産米について行う緊急時モニタリング（以下「検査」という。）を迅速かつ効果的に実施するために必要な事項を定める。

2 基本的な考え方

検査時期は出荷・販売前とし、県は、対象地域に対し、検査結果が判明するまで、無償譲渡を含めた出荷・販売の自粛を要請する。

昭和25年2月1日時点の市町村（以下「旧市町村」という。）単位で検査を実施して、旧市町村単位で出荷・販売の可否を判断する。

検査頻度は、平成27年産米以降、食品衛生法に定める基準値（100Bq/kg）の超過がなく検査結果の地域的な差も小さくなっていることから、旧市町村単位で3点を基準とするが、全量全袋検査からの移行4年目から、段階的に低減する。

検査の結果、玄米から基準値を超える放射性セシウムが検出されなかった場合には、県は、旧市町村単位で出荷・販売の自粛の解除を通知する。

ただし、玄米から基準値を超える、または基準値に近い放射性セシウムが検出された場合には、当該旧市町村等における地域的な広がりを確認するため、検査頻度を強化して検査を継続する。

3 検査方法

（1）検査機関

福島県農業総合センター（以下「農業総合センター」という。）及び食品衛生法に定める登録検査機関（以下「登録検査機関」という。）

（2）品目及び検査部位

原則として、食用として出荷・販売される玄米

（3）対象地域

避難指示等があった地域のうち、以下の地域（※）を除いた稲の作付のある県内全域

※ 南相馬市、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村及び川俣町（旧山木屋村）

（4）検査頻度

ア 全量全袋検査からの移行1～3年目の市町村
旧市町村単位で3点とする。

ただし、旧市町村に3戸未満の生産者しか存在しない場合は、生産者の数とする。

本県の慣行の収穫時期より早く収穫される米（以下「早期出荷米」という。）は、別紙1に定めるところにより、検査計画を策定した上で、旧市町村単位で生産者毎に1点を検査し、旧市町村単位で生産者毎に出荷・販売の可否を判断する。

なお、早期出荷米の検査頻度は、旧市町村単位の検査頻度の内数として扱うこととし、旧市町村単位で必要な検査頻度を満たした時点で当該旧市町村の検査は終了とする。

検査対象地域の米と全量全袋検査対象地域の米とが混在し、かつ区分できない共同乾燥調製施設においては、全量全袋検査により出荷の可否を判断することとし、別紙2に定めるところにより取り扱うものとする。

検査の結果、玄米から50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された場合には、5の(2)に定めるところにより検査頻度を強化して、検査を継続する。

イ 全量全袋検査からの移行4年目の市町村

旧市町村単位で1点とする。ただし、水稻の作付けのある旧市町村数が2以下の市町村においては、旧市町村1点以上かつ市町村3点を検査する。

早期出荷米は、別紙1に定めるところにより、検査計画を策定した上で、旧市町村単位で生産者毎に1点を検査し、旧市町村単位で生産者毎に出荷・販売の可否を判断する。

なお、早期出荷米の検査頻度は、旧市町村単位の検査頻度の内数として扱うこととし、旧市町村及び市町村単位で必要な検査頻度を満たした時点で当該旧市町村の検査は終了とする。

検査対象地域の米と全量全袋検査対象地域の米とが混在し、かつ区分できない共同乾燥調製施設においては、全量全袋検査により出荷の可否を判断することとし、別紙2に定めるところにより取り扱うものとする。

検査の結果、玄米から50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された場合には、5の(2)に定めるところにより検査頻度を強化して、検査を継続する。

(5) 検査時期

出荷・販売前

(6) その他

検査終了前であっても、生産者が出荷契約を締結した集荷事業者等の倉庫等へ米を移動できるものとし、集荷事業者等は倉庫等での保管にあたっては、旧市町村単位（早期出荷米にあつては、旧市町村単位で生産者毎）の出荷自粛解除に対応できるよう、別はいで管理するものとする。

4 検査の手順

(1) 早期出荷米の検査

- ① 農林事務所は、関係機関・団体等と連携して、検査を迅速に実施できるよう、過去の米の全量全袋検査の実績や営農計画書等を参考に、早期出荷米の生産者をあらかじめ把握する。
- ② 農林事務所は、別紙様式1-1により検査計画を策定して水田畑作課へ提出する。
- ③ 農林事務所は、関係機関・団体等と連携して、検体を採取する。
- ④ 農林事務所は、別紙様式2により検体リストを作成して水田畑作課へ提出する。
なお、検体リストの報告期日は、検体の搬入の2日前（土日祝日を除く）の17時までとする。
- ⑤ 水田畑作課は、検体リストを、環境保全農業課を経由して、検査機関（農業総合センター）及び国（原子力災害現地対策本部）へ送付する。
- ⑥ 農林事務所は、検査機関（農業総合センター）に検体を搬入する。
- ⑦ 検査機関（農業総合センター）は、検体の放射性セシウム濃度を測定する。
測定は、交差汚染等、玄米に由来しない放射性セシウムの影響を排除して実施する。

- ⑧ 検査機関（農業総合センター）は、測定結果を国（原子力災害現地対策本部）へ送付する。
- ⑨ 水田畑作課は、環境保全農業課を経由して、国（原子力災害現地対策本部）から、検査結果の提供を受ける。

（2）早期出荷米以外の米（以下「一般米」という。）の検査

- ① 農林事務所は、関係機関・団体等と連携して、以下（3）のアに留意し、検査を迅速に実施できるよう、過去の米の全量全袋検査の実績や営農計画書等を参考に、旧市町村単位で検査対象となる収穫時期が早い生産者をあらかじめ把握する。
- ② 農林事務所は、別紙様式1-2により検査計画を策定して水田畑作課へ提出する。
- ③ 農林事務所は、関係機関・団体等と連携して、検体を採取する。
- ④ 農林事務所は、別紙様式2により検体リストを作成して水田畑作課へ提出する。
なお、検体リストの報告期日は、検体の発送の当日の10時30分までとする。
- ⑤ 水田畑作課は、検体リストを、環境保全農業課を経由して、検査機関（登録検査機関）及び国（原子力災害現地対策本部）へ送付する。
- ⑥ 農林事務所は、検査機関（登録検査機関）に検体を発送する。
- ⑦ 検査機関（登録検査機関）は、検体の放射性セシウム濃度を測定する。
測定は、交差汚染等、玄米に由来しない放射性セシウムの影響を排除して実施する。
- ⑧ 検査機関（登録検査機関）は、測定結果を国（原子力災害現地対策本部）へ送付する。
- ⑨ 水田畑作課は、環境保全農業課を経由して、国（原子力災害現地対策本部）から検査結果の提供を受ける。

（3）検査にあたっての注意点

ア 検体採取地点の選定

生産者及び地域（大字或いは小字単位）の重複を避ける等、当該旧市町村内における採取地点の偏りが生じないように配慮する。また、過去に高い放射性セシウムが検出された地点や、土壌の交換性カリ含量が低い地点から検体を採取する等、当該旧市町村におけるリスクを十分に検証できるよう配慮する。

イ 検体採取

- （ア）出荷・販売される状態まで調製された米から検体を採取する。
- （イ）土砂等の異物混入や交差汚染が生じないように注意する。
- （ウ）検体の量は2kgとする。

その内、1kgは、放射性セシウム濃度の分析用に県が買い上げることとし、生産者には返却しない。

残り1kgは、検査結果が判明するまで生産者が保管することとする。検査の結果、玄米から高い放射性セシウムが検出されなかった場合には、生産者は検体の保管を終了するが、高い放射性セシウムが検出された場合には、原因調査に活用するため県が買い上げることとし、生産者には返却しない。

ウ 検体の搬入・送付

3の（4）のアの一般米にあつては、同一旧市町村の検体は、同一日に、同一の梱包で検査機関へ搬入することを基本とする。

5 検査結果への対応

（1）検査結果の公表と出荷自粛の解除

県は、検査結果とともに、検体の放射性セシウム濃度及び旧市町村単位（早期出荷米にあつては旧市町村単位で生産者毎）の出荷・販売の可否をホームページ等で公表する。

また、県は、検査が終了した旧市町村単位で（早期出荷米にあつては旧市町村単位で生産者毎に）出荷・販売自粛の解除を通知する。

（２）玄米から高い放射性セシウムが検出された場合の対応

ア 50Bq/kg 超、基準値 100Bq/kg（以下「基準値」という。）以下の場合

玄米から 50Bq/kg 超、基準値以下の放射性セシウムが検出された場合、当該玄米の生産地周辺における地域的な広がりを確認するため、別紙 3 に定めるところにより検査頻度を強化して、検査を継続する。

（ア）地域的な広がりが確認されなかった場合

検査頻度の強化の結果、地域的な広がりが確認されなかった場合には、県は、検査頻度を強化した旧市町村の出荷自粛の解除を通知する。

（イ）地域的な広がりが確認された場合（50Bq/kg 超、基準値以下）

検査頻度の強化の結果、地域的な広がりをもって 50Bq/kg 超、基準値以下の放射性セシウムが検出された場合には、別紙 3 に定めるところにより更に検査頻度を強化する。

検査頻度の強化の結果、基準値を超える放射性セシウムが検出される可能性はないと判断できる場合には、県は、検査頻度を強化した旧市町村における出荷自粛の解除を通知する。

イ 基準値を超過した場合

玄米から基準値を超える放射性セシウムが検出された場合には、当該玄米の生産者または当該玄米を保管する集荷業者は、基準値を超えるおそれがある玄米の最小ロットを特定して、流通しないよう隔離・保管する。

また、当該玄米の生産地周辺における地域的な広がりを確認するため、別紙 3 に定めるところにより検査頻度を強化して、検査を継続する。

（ア）地域的な広がりが確認されなかった場合

検査頻度の強化の結果、地域的な広がりが確認されなかった場合には、県は、検査頻度を強化した旧市町村の出荷自粛の解除を通知する。

（イ）地域的な広がりが確認された場合（基準値超）

a 出荷制限の指示等

検査頻度の強化の結果、地域的な広がりをもって基準値を超える放射性セシウムが検出された場合には、検査頻度を強化した旧市町村に対し、国（原子力災害対策本部）から出荷制限が指示される。

また、基準値を超える放射性セシウムが検出された旧市町村に隣接する旧市町村においても地域的な広がりが懸念される場合には、別紙 3 に定めるところにより更に検査頻度を強化する。

b 出荷制限の一部解除

出荷制限を指示された市町村は、「令和 5 年産米の福島県における対応について」（令和 5 年 3 月 1 日付け 4 生流第 4253 号、福島県農林水産部長通知）に準じて、出荷制限が指示された旧市町村において生産された米の全量を把握した上で、基準値を超える米を隔離・処分するための体制及び全量全袋検査体制を整備し、市町村管理計画を作成して県に提出する。

県は、市町村管理計画が適当と認められる場合には、県管理計画を作成し、

市町村管理計画及び県管理計画に基づく全量全袋検査を実施することをもって、出荷制限の一部解除を国（原子力災害対策本部）へ申請する。

国から出荷制限の一部解除が指示された場合には、県管理計画及び市町村管理計画に基づき、別に定める「福島県令和5年産米放射性セシウム全量全袋検査実施要領」に準じて全量全袋検査を行い、出荷・販売の可否を判断する。

ウ 玄米から高い放射性セシウムが検出された旧市町村に隣接する旧市町村（以下「隣接旧市町村」という。）においても検査頻度を強化する場合の対応

(ア) 出荷・販売の自粛が解除された隣接旧市町村において検査頻度が強化される場合には、検査頻度の強化の結果が出るまで、県は、既に出荷・販売された米の把握と、既に出荷・販売された米を除く全ての米の出荷・販売の自粛を要請する。

ただし、検査頻度の強化の結果、当該隣接旧市町村に対し国から出荷制限が指示された場合には、県は、既に出荷・販売された米の回収を要請する。

(イ) 出荷・販売の自粛が解除されていない隣接旧市町村において検査頻度が強化される場合には、当該隣接旧市町村における出荷・販売の可否は、当該隣接旧市町村が当初計画していた検査の結果及び検査頻度の強化の結果により判断する。

エ その他

検査頻度の強化の結果、地域的な広がりをもって玄米から 50Bq/kg を超える放射性セシウムが検出された旧市町村においては、ガイドラインに基づき、翌年産米では全戸検査が必要となる。

6 その他

この要領に定めるもののほか、検査の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月10日から施行し、令和2年産米の検査から適用する。

附 則

この要領は、令和3年6月16日から施行し、令和3年産米の検査から適用する。

附 則

この要領は、令和4年6月13日から施行し、令和4年産米の検査から適用する。

附 則

この要領は、令和5年6月28日から施行し、令和5年産米の検査から適用する。